

君津市と社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部  
との連携に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携のもと、君津市内（以下「市内」という。）における土地の有効活用、市内への企業誘致及び定住等を促進し、もって地域経済の活性化を図り、活力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（連携及び協力に関する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携及び協力を図るものとする。

- (1) 甲の企業誘致に関する依頼に対し、乙が必要な情報提供を行うこと。
- (2) 甲の企業誘致施策の周知に関すること。
- (3) 甲の定住促進に関する依頼に対し、乙が必要な情報提供を行うこと。
- (4) 甲の定住促進施策の周知に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（情報提供）

第3条 甲は、市内への商業進出を希望する者（以下「進出希望者」という。）から用地等に関する相談があったときは、君津市企業誘致用地等取得依頼書により、当該用地等に関する情報提供を乙に依頼することができる。

2 前項の規定は、市内への定住を希望する者（以下「定住希望者」という。）から、用地等に関する相談があった場合についても準用する。

3 前2項の場合において、甲は、進出希望者又は定住希望者（以下「希望者」という。）の氏名又は名称について、希望者の承諾があった場合に限り、乙に通知することができる。

4 乙は、用地等についての情報提供にあたり、常に甲との連絡を密にするものとする。

5 甲は、乙から提供された情報について、希望者に報告し、遅滞なくその結果を乙に報告するものとする。

6 乙と希望者との間での価格等に係る協議については、甲は一切関知しないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに、甲乙の双方から何らの申出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、これ以後の有効期間の延長については、この例によるものとする。

（その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年5月13日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号

君津市

市長

千葉県  
君津市  
長井洋介

乙 千葉県木更津市潮浜1丁目17番59号

木更津商工会館4F

社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部

支部長

千葉県  
宅地建物取引業協会  
南総支部  
長井洋介